富山県

土地改良工事積算基準

（土木工事）

【富山県版施工単価一覧及び改正履歴】

	コード	施工単価名称	適用年月日
県①	S2501	人力埋戻（機械併用）	（改正）H29.07.15
県②	S2502	境界杭設置	（改正）H30.07.15
県③	S2668	コンクリート桝類設置	（改正）R04.02.15
県④	S2684	畦畔ブロック据付	
県⑤	S2550	土工用マット（鋼製マット）敷設・撤去工	
〃	S2551	賃料（鋼製マット）	
県⑥	S2963	基本電気料金	
県⑦	S2507	ヒューム管（B 形）人力布設	（新規）H29.7.15
県⑧	S2701	コンクリート工（小規模）	（新規）R08.01.15
県⑨	S2503	既設水路取壊し（二次製品）	（改正）H29.11.15
県⑩	S2504	整形工（小規模機械法面整形）	（改正）H29.11.15
県⑪	S2506	床掘工（小規模）	（改正）H29.11.15
県⑫	S2508	型枠（小規模）	（新規）H29.11.15
県⑬	S2509	雑物除去工	（新規）R02.02.15
県⑭	S2510	石礫除去工	（新規）R02.02.15
県⑮	S2685	ほ場整備整地工（表土扱い）	（新規）R02.02.15
県⑯	S2686	ほ場整備整地工（基盤造成・畦畔築立）	（新規）R02.02.15

※1　「床堀工（小規模）」を新規制定したことにより、農林水産省土地改良事業等請負工事標準歩掛における施工パッケージ型積算基準「１．土工③作業土工（床堀工）」の「小規模」は適用しないものとする。

※2　「ヒューム管（B形）人力布設」の歩掛は農林水産省土地改良事業等請負工事標準歩掛（平成 28 年度）における標準歩掛「遠心力鉄筋コンクリート管人力布設」を準用している。

平成１７年　１月　４日耕第 10421 号
平成１７年　７月１５日（一部改正）
平成２０年　７月１４日（一部改正）
平成２５年　９月１０日（一部改正）
平成２６年　３月１４日（一部改正）
平成２６年　４月２８日（一部改正）
平成２８年　９月１３日（一部改正）
平成２９年　３月　９日（一部改正）
平成２９年　７月　７日（一部改正）
平成２９年１０月２５日（一部改正）
平成３０年　６月２５日（一部改正）
令和　２年　２月　５日（一部改正）
令和　４年　２月　８日（一部改正）
令和　７年１２月１６日（一部改正）

富 山 県 版

①人力埋戻（機械併用）

１.共通事項

土質区分、土量換算係数については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」の標準歩掛「1. 土工」に記されている区分、係数を使用する。

２.適用範囲

適用範囲については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に記されている、施工パッケージ型積算基準「②土工 積込（ルーズ）」および標準歩掛「⑤盛土・埋戻」の範囲である。

なお、小規模な土工にも適用する。

３.施工歩掛

施工歩掛については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に記されている、施工パッケージ型積算基準「②土工 積込（ルーズ）」および標準歩掛「⑤盛土・埋戻」の歩掛である。

４.単価表

単価表については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に記されている、施工パッケージ型積算基準「②土工 積込（ルーズ）」および標準歩掛「⑤盛土・埋戻」の単価表である。

②境界杭設置

1.適用範囲

本歩掛は、コンクリート境界杭設置に適用する。

2.施工概要

施工フローは次図を標準とする。

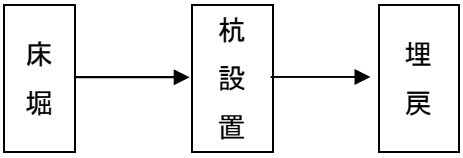

3.施工歩掛

表３．１　境界杭設置歩掛　　（10 本当たり）

杭規格	世話役（人）	普通作業員（人）
10×10×100㎝	0.39	1.02

（注）１.本歩掛は、富山県規格の杭の設置に適用する。
２.土質が岩の場合には適用できない。
３.杭の設置に伴う簡易な測量、床掘、埋戻し及び杭の移動手間を含む。
４.根固めコンクリート等が必要な場合は、別途計上する。

4.単価表

（１）境界杭設置 10 本当たり単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
富山県境界杭	10×10×100㎝	本	10	
世話役		人		表 3.1
普通作業員		人		〃
計				

③コンクリート桝類設置

1.適用範囲

本歩掛は、コンクリート二次製品の桝類を人力又は、機械で据付ける場合に適用する。

2.施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

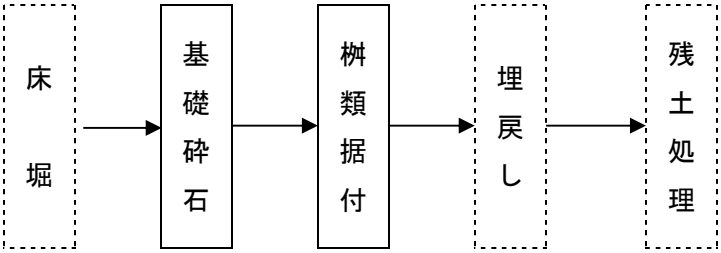

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
基礎砕石は、必要に応じて計上する。

3.機種の選定

使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表３．１　機種の選定

規格区分	機　　種	規　　格
質量　80kg／基以下	（人　力）	－
質量　80kg／基を越え 2,200kg／基以下	バックホウ （クレーン機能付）	クローラ型 山積 0.45m3（平積 0.35m3）　2.9t 吊

（注）１.人力による場合で持上げ高さが 2m以上の時は別途考慮する。
２.ﾊﾞｯｸﾎｳ（ｸﾚｰﾝ機能付）は「ｸﾚｰﾝ等安全規則」、「移動式ｸﾚｰﾝ構造規格」に準拠した機械である。

4.施工歩掛

コンクリート二次製品の桝の据付歩掛は、次表を標準とする。

表４．１コンクリート二次製品の桝据付歩掛　　（100 基当り）

製品名称	労務配置（人）			バックホウ（クレーン機能付）運転（ｈ）	基礎砕石費率（%）	諸雑費率（%）
	世話役	特殊作業員	普通作業員			
コンクリート取水槽	0.8	0.8	1.6	－	73	2
コンクリート排水槽　A	0.5	0.3	0.3	6.6	18	
コンクリート排水槽　B	0.8	0.4	0.4	10.9		
コンクリート排水槽　C	0.6	0.3	0.3	8.1		
吐口ブロック　1：1	0.7	0.7	1.4	－	73	
吐口ブロック　1：1.2	0.6	0.6	1.2			
吐口プレート	0.6	0.6	1.1			

コンクリート排水槽 AD	0.5	0.3	0.3	7.0	18	2
コンクリート排水槽 BD	0.8	0.4	0.4	10.4		
コンクリート排水槽 CD	0.6	0.3	0.3	8.3		
コンクリート排水槽 TD	0.7	0.4	0.4	9.4		

（注）１．歩掛は、据付に伴う材料の小運搬を含むものであり、床堀、埋戻、残土処理は含まない。

２．バックホウ（クレーン機能付）の規格は、表３．１による。

３．上表歩掛は、蓋板の有無に関わらず適用できる。

４．基礎砕石費、諸雑費は、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。なお、基礎砕石費及び諸雑費に含まれる内容は次のとおりである。

［基礎砕石費］

敷設・転圧労務、材料投入・敷固め機械運転経費、砕石等材料費

［諸雑費］

敷砂または敷モルタル材料費

５.基礎砕石の敷均し厚は 20cm 以下を標準としており､これにより難い場合は別途計上する。

６．基礎砕石費は、材料の種別・規格に関わらず適用できる。

５.単価表

（１）コンクリート二次製品の桝据付 100 基当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表４．１
特殊作業員		〃		〃
普通作業員		〃		〃
桝	材料呼称	基	100	
バックホウ運転 （クレーン機能付）	クローラ型 山積 0.45m3(平積 0.35m3) 2.9t 吊	h		表３．１、表４．１ 80kg～2200kg/基の場合に計上
基礎砕石費		式		表４．１　必要に応じて計上
諸雑費		〃	1	表４．１
計				

（２）機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指 定 事 項
バックホウ （クレーン機能付）	クローラ型 山積 0.45m3（平積 0.35m3）2.9t 吊	機－1	

（注）適用単価表については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」から使用する事。

④畦畔ブロック据付

１．適用範囲

本歩掛は、畦畔ブロックの、人力による布設に適用する。

２．施工概要

施工フローは以下のとおりである。

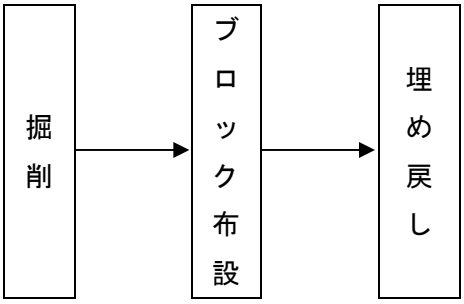

３．施工歩掛

３－１　畦畔ブロックの規格

表３．１　畦畔ブロックの規格

規格区分	高さ（ｃｍ）	長さ（ｃｍ）	標準重量（ｋｇ）
４５０型	４５	９０	５６
５００型	５０	９０	６５
６００型	６０	６０	６０

３－２　畦畔ブロックの施工歩掛

表３．２　畦畔ブロックの１００ｍ当り施工歩掛

項目	単位	４５０型	５００型	６００型
畦畔ブロック使用量	個	１０９．９	１０９．９	１６３．９
接合費	%	２．５	２．５	４．０
普通作業員	人	１３．２	１３．８	１５．３

（注）１．接合費は、畦畔ブロック材料費に対する割合である。

２．布設歩掛には、土工（掘削、埋戻し）を含む。

３．布設に伴う材料の移動手間を含む。

４．単価表

畦畔ブロック布設１００ｍ当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
畦畔ブロック	表３．１	個		表３．２
接合費		式	1	表３．２
普通作業員		人		表３．２
計				

⑤土工用マット（鋼製マット）敷設・撤去工

１.適用範囲

本歩掛は、土工用の鋼製マット類の敷設、又は撤去作業に適用する。なお、供用日数が７２０日を超える場合は適用できない。

２.施工歩掛

鋼製マット類の敷設、撤去歩掛は次表を標準とする。

表２．１　鋼製マット類敷設・撤去歩掛　　（１日当り）

施工区分	標準施工量（m2／日）	労務配置（人／日）（普通作業員）	機械運転日数	使用機械
敷設～賃料～撤去	570	6.4	1.78	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 20t 吊
敷設～賃料	570	3.6	1.0	
賃料～撤去	730	3.6	1.0	
撤去	730	3.6	1.0	

（注）１.鋼製マット類の敷設、撤去に伴う移動手間を含む。
　　２.床拵は、含まない。

３.単価表

鋼製マット敷設・撤去 100 ㎡当たり単価表

名　　称	規　　格	単位	数　　量	摘　要
鋼製マット賃料		㎡		
普通作業員		人	労務数量／Ｄ	表２．１
ラフテレーンクレーン賃料	油圧圧縮ジブ型 20ｔ吊	日	機械運転日数／Ｄ	〃
計				

（注）Ｄ：１日当たり標準敷設施工量

⑥基本電気料金

１.適用範囲

共通仮設費の基本電力料金を積上げる場合に適用する。

臨時の低圧電力及び高圧電力の基本料金の算定に適用する。

２.基本料金

２－１　低圧

低圧負荷設備の合計が 50kW 未満の場合に適用する。

２－１－１　基本料金

基本料金は次により求める。

W1＝Ｚ×Ｓ×Ｗａ×Ｆ×（1＋α）

W1 ：基本料金（円）

Ｚ　：契約電力（kW）

Ｓ　：使用電力期間（月）

Ｗａ：基本料金単価（円／kW／月）

Ｆ　：力率割引及び割増

α　：割増係数（契約使用期間が１年未満の場合は 0.2、契約使用期間が１年以上の場合は 0.0）

力率の算定は、電機機器の力率をそれぞれの入力によって加重平均して得た力率が 85%を上回る場合は基本料金を 5%割引、85%を下回る場合は 5%割増し。

（力率の算出は、各電力会社の電気供給約款を参照の事。）

２－１－２　契約電力

契約電力は、契約負荷設備の各入力について、それぞれ次の（１）の係数を乗じて得た値の合計に、（２）の係数を乗じて得た値とする。

（１）契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100%
	次の２台の入力につき	95%
	上記以外のものの入力につき	90%

（２）（１）によって得た値の合計のうち

範　囲	契約電力（Ｚ）
(1) ≦6 のとき	Ｚ＝（１）とする。
6＜ (1) ≦20 のとき	Ｚ＝６＋（(1) －6) ×0.9 とする。
20＜ (1) ≦50 のとき	Ｚ＝18.6＋（(1) －20) ×0.8 とする。
(1) ＞50 のとき	Ｚ＝42.6＋（(1) －50) ×0.7 とする。

ただし、上記の結果 0.5 未満となったときは 0.5 とする。

（３）負荷の設備が出力（馬力またはキロワット）で表示されているものについては、次により入力換算する。

表２．２　誘導電動機

契約負荷設備		換算率
単相誘導電動機	出力が馬力表示のもの	100.0%
	出力がキロワット表示のもの	133.0%
三相低圧誘導電動機	出力が馬力表示のもの	93.3%
	出力がキロワット表示のもの	125.0%
三相高圧誘導電動機	出力が馬力表示のもの	87.8%
	出力がキロワット表示のもの	117.6%

２－２　高圧

負荷設備合計が 50kW 以上の場合に適用する。

２－２－１　基本料金

基本料金は次により求める。

$W1 = Z \times S \times Wa \times F \times (1+\alpha)$

W1 ：基本料金（円）

Ｚ　：契約電力（kW）

Ｓ　：使用電力期間（月）

Ｗａ：基本料金単価（円／kW／月）

Ｆ　：力率割引及び割増

α　：割増係数（契約使用期間が１年未満の場合は 0.2、契約使用期間が１年以上の場合は 0.0）

力率が 85%を上回る場合 1%につき基本料金を 1%割引、下回る場合 1%割増し。

（力率の算出は各電力会社の電気供給約款を参照の事。）

２－２－２　契約電力

契約電力Ｚは次の（１）によって得た値と（２）によって得た値のうち、いずれか小さいものとする。

（１）負荷設備による計算

（ア）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100%
	次の２台の入力につき	95%
	上記以外のものの入力につき	90%

ただし、付帯電灯は、その全部を１台の契約負荷設備とみなす。

（イ）（ア）によって得た値の合計のうち

範　囲	契　約　電　力
（ア）≦　6 のとき	Ｚ＝（ア）×1
6＜（ア）≦ 20 のとき	Ｚ＝　6＋（(ア）－　6）×0.9
20＜（ア）≦ 50 のとき	Ｚ＝ 19＋（(ア）－ 20）×0.8
50＜（ア）≦150 のとき	Ｚ＝ 43＋（(ア）－ 50）×0.7
150＜（ア）≦300 のとき	Ｚ＝113＋（(ア）－150）×0.6
300＜（ア）≦500 のとき	Ｚ＝203＋（(ア）－300）×0.5
500＜（ア）のとき	Ｚ＝303＋（(ア）－500）×0.3

※出力で表示されている場合の入力換算２－１－２（３）を参照

（２）トランス容量（Ｙ）による計算

契約設備総容量（トランス）と受電電圧と同位電圧で使用する契約総設備（電動機等）の総入力の合計に次の係数を乗じて得た値

範　囲	契　約　電　力
Ｙ≦ 50 のとき	Ｚ＝ＹＸ0.8 とする
50＜Ｙ≦100 のとき	Ｚ＝ 40＋（Ｙ－ 50）×0.7 とする
100＜Ｙ≦300 のとき	Ｚ＝ 75＋（Ｙ－100）×0.6 とする
300＜Ｙ≦600 のとき	Ｚ＝195＋（Ｙ－300）×0.5 とする
Ｙ＞600 のとき	Ｚ＝345＋（Ｙ－600）×0.4 とする

※1 ボルトアンペア＝1 ワットとする

⑦ヒューム管（Ｂ形）人力布設

１.適用範囲

本歩掛は、遠心力鉄筋コンクリート管（Ｂ形）の人力布設に適用する。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

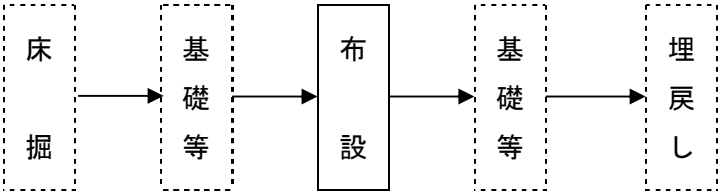

（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

３．施工歩掛

布設歩掛は、次表を標準とする。

表３.１　ヒューム管（Ｂ形）人力布設歩掛　（10ｍ当たり）

材料	労　務　歩　掛			諸雑費率
呼び径（㎜）	世話役	特殊作業員	普通作業員	
150	0.3 人	0.3 人	0.7 人	31%

（注）１.持上高は２ｍ以上のときは、別途考慮する。

２.歩掛は、材料の移動手間を含む布設作業であり、床掘、基礎等（敷コンクリート、基礎砕石、巻きコンクリート）、埋戻しは含まない。

３.上表歩掛は、仮設に使用する場合も適用できる。

４.諸雑費は、労務費に上表の率を乗じた金額を計上する。
なお、諸雑費に含まれる内容は、目地モルタル、遠心力鉄筋コンクリート管損失分の費用、コンクリートカッブレードの損耗費、レバーブロック損料、コンクリートカッタ運転経費等である。

４.単価表

（１）ヒューム管（Ｂ形）人力布設 10m当り単価表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
世話役		人		表 3.1
特殊作業員		〃		〃
普通作業員		〃		〃
遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ管	Ｂ形管〇〇㎜	本		10m／〇〇m／本
諸雑費		式	1	表 3.1
計				

⑧コンクリート工（小規模）

１.適用範囲

本歩掛は､水路工における小規模な構造物施工に係る人力打設によるコンクリート工に適用する。

（１）１箇所あたりの施工量がV=0.3㎥未満の曲折工（接続工）の場合に適用する。

（２）１箇所あたりの施工量がV=0.3㎥以上1.0㎥以下の桝工（水槽工）の場合に適用する。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

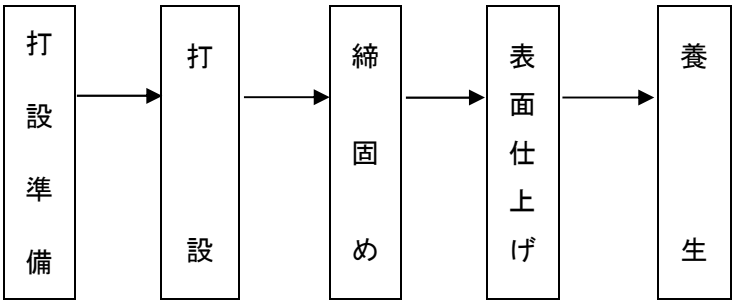

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

３．材料の使用量

材料の使用量は、次式による。

使用量＝設計量×（１＋Ｋ）　　Ｋ：補正係数

表３．１　補正係数（Ｋ）

材　　料	補正係数
生コンクリート	＋0.06

４.施工歩掛

（１）施工歩掛

表４．１　施工歩掛（曲折工）　　（１箇所当り）

名　　称	単位	養生方法		摘　要
		一般養生	練炭養生	
		数量		
世　話　役	人	0.02		コンクリート打設
特殊作業員	〃	0.04		
普通作業員	〃	0.16		
諸雑費率	%	4.0		
生コンクリート	㎥			
特殊作業員	人	－	0.03	養生
普通作業員	〃	0.12	0.14	
諸雑費率	%	19.0	32.0	

（注）１．上記歩掛は、水路工における曲折工（接続工）に係るコンクリート工に適用できる。ただし、施工量 0.3 ㎥未満を条件とする。
２．人力運搬車による現場内小運搬作業を含む。
３．コンクリート打設の諸雑費は、シュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
４．一般養生の諸雑費は、シート、養生マット、角材、パイプ、散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
５．練炭養生の諸雑費は、練炭、コンロ、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

表４．２　施工歩掛（桝工）　（１箇所当り）

名　称	単位	養生方法		摘　要
		一般養生	練炭養生	
		数量		
世話役	人	0.05		コンクリート打設
特殊作業員	〃	0.10		
普通作業員	〃	0.30		
諸雑費率	%	4.0		
生コンクリート	㎥			
特殊作業員	人	－	0.01	養生
普通作業員	〃	0.09	0.26	
諸雑費率	%	19.0	32.0	

（注）１．上記歩掛は、水路工における桝工（水槽工）に係るコンクリート工に適用できる。ただし、施工量 0.3 ㎥以上 1.0 ㎥以下を条件とする。
２．人力運搬車による現場内小運搬作業を含む。
３．コンクリート打設の諸雑費は、シュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
４．一般養生の諸雑費は、シート、養生マット、角材、パイプ、散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
５．練炭養生の諸雑費は、練炭、コンロ、シート、養生マット、角材、パイプ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

５.参考図

（１）曲折工

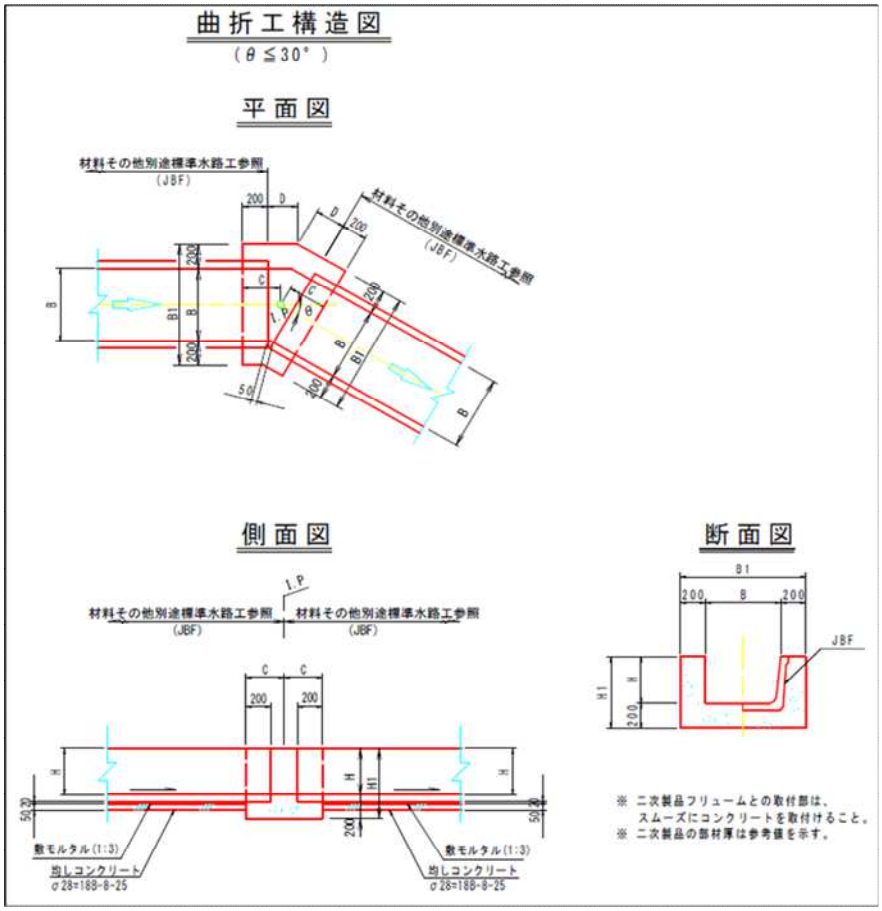

（２）桝工

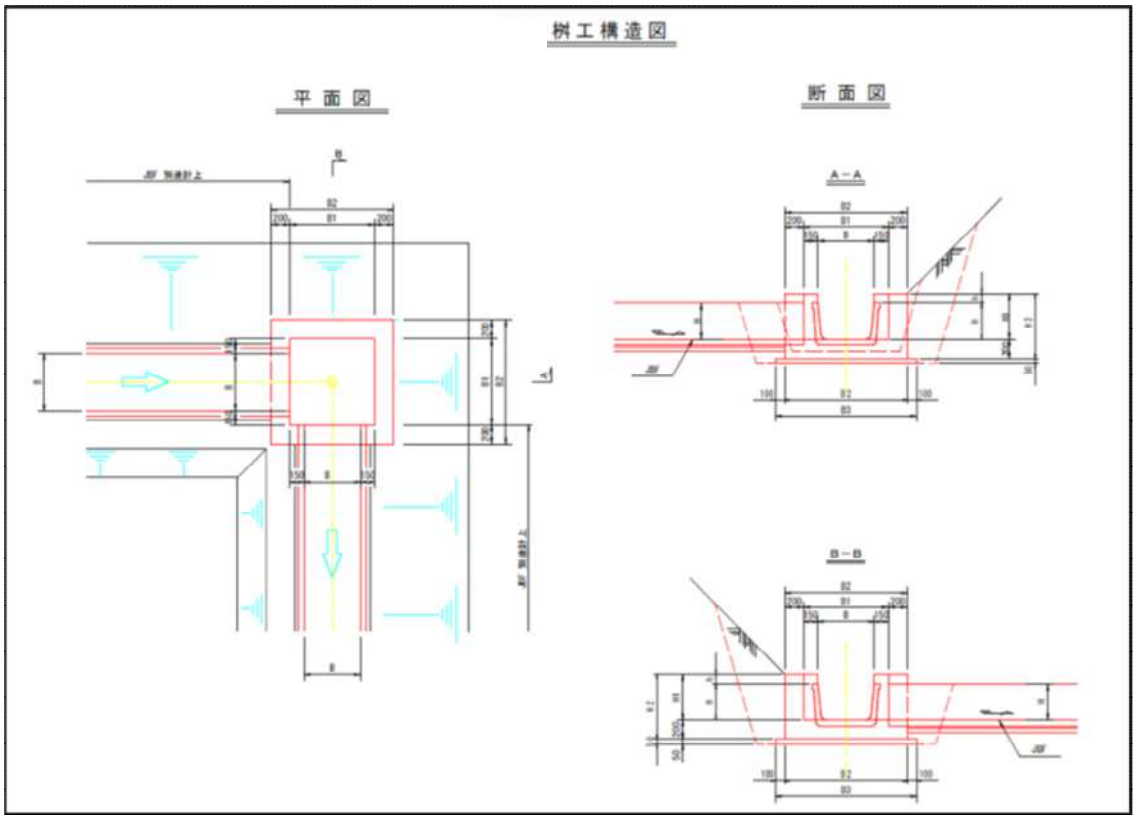

⑨既設水路取壊し（二次製品）

１.適用範囲

本歩掛は、バックホウによる既設のコンクリート二次製品水路の取壊し作業に適用する。

２.施工歩掛

（１）日当り標準施工量

バックホウによる既設水路取壊し作業の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

表２．１　日当り標準施工量　（１日当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
バックホウ運転	バックホウ（クローラ型）後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3） 排出ガス対策型（第１次基準）	m3	15

（２）補助労務

既設水路取壊し作業の補助労務は、作業内容に関わらず次表を標準とする。

表２．２　補助労務人数　（１日当り）

名　　称	単　位	数　量	摘　要
普通作業員	人	1.05	泥落とし作業を含む

３.単価表

（１）既設水路取壊し（二次製品）１m^3当り単価表　（１m3 当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
バックホウ運転	バックホウ（クローラ型）後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3） 排出ガス対策型（第１次基準）	日	機械運転日数 ／Ｄ	
普通作業員		人	労務数量／Ｄ	表２．２
計				

（注）Ｄ：日当り施工量（表２．１）

（２）機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
バックホウ	バックホウ（クローラ型）後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3） 排出ガス対策型（第１次基準）	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械損料数量→1.57

（注）機械運転単価表は、森林整備保全事業標準歩掛「小規模土工」を準用している。

⑩整形工（小規模機械法面整形）

１.適用範囲

本歩掛は、バックホウによる（法面バケット付）により法面の整形作業を行う場合に適用する。

２.施工歩掛

（１）施工歩掛

表２．１　施工歩掛　（100m2 当り）

名　　称	規　　格	数　量	摘　要
世　話　役		0.20　人	
普　通　作　業　員		2.09　人	泥落とし作業を含む
バ ッ ク ホ ウ 運 転	排出ガス対策型（第１次基準） （法面バケット付）クローラ型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	14.4 時間	
計			

（２）日当り標準施工量

バックホウによる法面の整形作業の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

表２．２　日当り標準施工量　（１日当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	排出ガス対策型（第１次基準） （法面バケット付）クローラ型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	m2	49

（注）100m^2÷（14.4 時間÷7 時間）≒49m^2

３.単価表

（１）法面整形作業　100ｍ^{2}当り単価表　（100m2 当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
世　話　役		人		表２．１
普　通　作　業　員		人		表２．１
バ ッ ク ホ ウ 運 転	排出ガス対策型（第１次基準） （法面バケット付）クローラ型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	時間		表２．１
計				

（２）機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
バ ッ ク ホ ウ	排出ガス対策型（第１次基準） （法面バケット付）クローラ型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	機－1	運転労務数量→0.17

（注）機械運転単価表は、土地改良事業等請負工事標準歩掛（平成 28 年度）「法面整形工」を準用している。

⑪床掘工（小規模）

１.適用範囲

本歩掛は、バックホウによる小規模な床掘作業を行う場合に適用する。

２.施工歩掛

（１）施工歩掛

表２．１　施工歩掛　（10m3 当り）

名　　称	規　　格	数　量	摘　要
普　通　作　業　員		0.58 人	床掘作業の補助労務 基面整正及び浮石除去を含む

（２）日当り標準施工量

バックホウによる小規模な床掘作業の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

表２．２　日当り標準施工量　（１日当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	排出ガス対策型（第 2 次基準） クローラ型・後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	m3	18

３.単価表

（１）バックホウ小規模床掘作業　10m^3 当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数　量	摘　要
普　通　作　業　員		人		表２．１
バ ッ ク ホ ウ 運 転	排出ガス対策型（第 2 次基準） クローラ型・後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	日	10／Ｄ	
計				

（注）　Ｄ：日当り施工量（表２．２）

（２）機械運転単価表

機　械　名	規　　格	適用単価表	指　定　事　項
バ ッ ク ホ ウ （小 規 模 土 工）	排出ガス対策型（第 2 次基準） クローラ型・後方超小旋回型 山積 0.28m3（平積 0.20m3）	機－18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械損料数量→1.57

⑫型枠（小規模）

１.適用範囲

本歩掛は、１箇所あたりの施工面積の合計が A=2.1 ㎡未満の小規模な構造物施工に係る型枠工に適用する。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

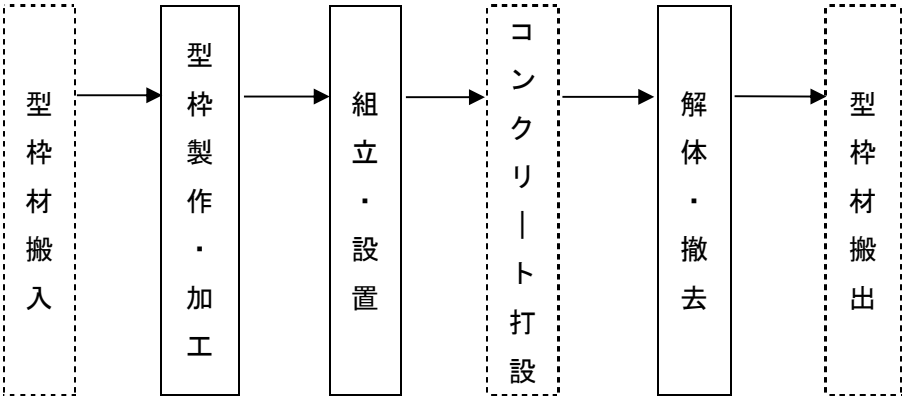

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．合板円形型枠、均し基礎コンクリート型枠、化粧型枠には適用できない。
３．水抜パイプの有無にかかわらず適用できる。

３.施工歩掛

（１）施工歩掛

表３．１　施工歩掛　（１箇所当り）

名　称	単位	数　量	摘　要
世話役	人	0.03	
型枠工	〃	0.42	
普通作業員	〃	0.08	
諸雑費率	%	15.0	

（注）１．上記歩掛は、型枠の組立・設置・撤去、水抜パイプの設置、はく離剤塗布及びケレン作業の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離剤及び電気ドリル、電気ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上（下）げ機械に要する費用等、その施工に要するすべての費用を含む。
２．水抜パイプの有無にかかわらず適用できる。ただし、水抜パイプ材料は、必要量を別途計上する。
３．諸雑費は、労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。
４．上記歩掛構成は、森林整備保全事業標準歩掛「型枠工」を準用している。

⑬雑物除去工

１.適用範囲

本歩掛は、「ほ場整備工事」における、草刈機（肩掛式）による除草に適用する。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

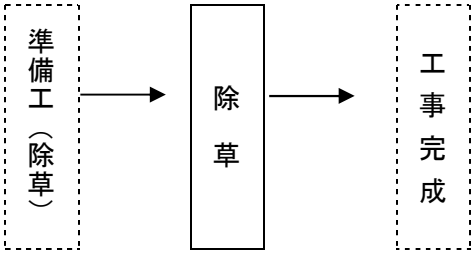

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．準備工にて除草した後､工程上やむを得ず複数回除草が必要になったものに限る。

３.施工歩掛

（１）施工歩掛

表３．１　施工歩掛　（１日当り）

名　称	単位	数　量	摘　要
世話役	人	0.1	
特殊作業員	〃	1.0	
諸雑費率	%	3.0	

（注）１．上記歩掛構成は、刈払工（農地造成）を準用している。
２．上記歩掛には、刈払後の集積等の歩掛は含まれない。
３．諸雑費は、使用機械の費用（損料、燃料費）である。
４．１日当たり作業能力は９００㎡／日とする。

⑭石礫除去工

１.適用範囲

表土戻し後、整地面に浮き出た石礫を人力で採取する作業に適用する。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

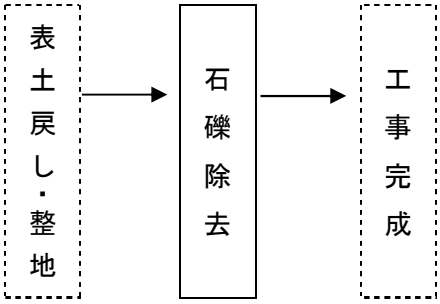

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．営農に支障が生じる等必要が認められる場合に限る。

３.施工歩掛

（１）施工歩掛

表３．１　施工歩掛　（1ha 当り）

名　　称	単位	数　量	摘　要
普　通　作　業　員	人	4.0	

（注）１．上記歩掛構成は、雑物除去（水田ほ場整備工）を準用している。
２．１ｈａ当たり作業量は５㎥／ha 程度を目安とする。

⑮ ⑯ほ場整備整地工（表土扱い、基盤造成・畦畔築立）

１.適用範囲

本歩掛は、コーン指数３００KN／m2 未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業に要するブルドーザの運転時間等を算定する場合に適用する。ただし、現況地形勾配が１／１０を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合には適用できない。

また、本歩掛の構成、算定する運転時間及び別途必要な場合に計上する作業については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」に記されている、標準歩掛「９．ほ場整備工①ほ場整備整地工」を準用している。

２．施工概要

施工フローは、次図を標準とする。

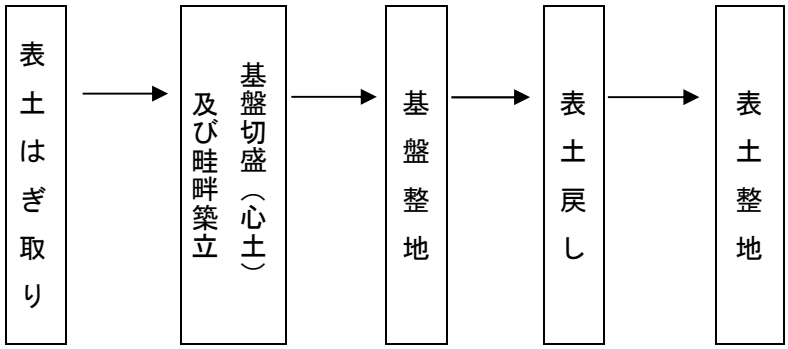

（注）１．本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
２．順送り工法については対象としていない。
３．営農に支障が生じる等必要が認められる場合に限る。

３.機種の選定

使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

施工機械は超々湿地ブルドーザ４ｔ級 又 は超々湿地ブルドーザ１０ｔ級とバックホウクローラ型山積０．８m3（平積０．６m3）を標準とする。

４.施工歩掛

４－１ 運転時間等算定基準（標準機種による１ｈａ当たり運転時間）

ブルドーザ及びバックホウの運転時間は、次式により算出する。(時間は小数第２位を四捨五入して第１位まで算出する)

４－１－１　ブルドーザの運転時間（ＴＤ）

ブルドーザの運転時間は、次の算定式によって求める。

t_2＝はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（５．５Ａ＋５５．５Ｂ＋Ｄ＋１．１Ｆ－１３．８）／**Ｋ**

t_3＝はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（３．８Ａ＋Ｆ－５．０）／**Ｋ**

t_4＝はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－５．９Ａ＋１６．７）／Ｋ

t_5＝基盤切盛を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（１０７０Ａ×Ｂ＋６．９Ｃ＋Ｄ＋１．７Ｅ＋１．６）／Ｋ

t_6＝畦畔築立を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－２．４Ａ＋３．０Ｅ＋２．４）／Ｋ

t_7＝基盤整地を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－７．６Ａ＋２．５Ｅ＋１３．５）／Ｋ

Ａ：計画平均区画面積（ｈａ）

Ａ＝対象地区の区画面積計／区画（筆）数

Ｂ：計画区画短辺方向の現況平均勾配

Ｂ＝勾配（例１／２００→０．００５）

Ｃ：現況排水状況

Ｃ＝ａ＋２×ｂ＋３×ｃ

ａ＝乾田面積率（０≦ａ≦１）

ｂ＝半湿田面積率（０≦ｂ≦１）

ｃ＝湿田面積率（０≦ｃ≦１）

例　乾田面積率（ａ）＝乾田面積÷全体面積（乾田＋半湿田＋湿田）

Ｄ：障害物状況による時間

表４．１　現況排水状況の参考

区分	内容
湿田	非かんがい期でも作土が水で飽和し、裏作のできないような水田
半湿田	乾田と湿田の中間にあり、高うねにすれば裏作ができるような水田
乾田	非かんがい期に作土の土壌水分が畑地と同程度になる水田

（注）半湿田：非かんがい期の地下水位が０．５～１．０ｍ程度

表４．２　障害物状況による時間

区　分	内　容	表土扱い（はぎ取り戻し工法）	基盤切盛に係る時間
少　な　い	障害物の状況が普通より少ない	0	0
普　　通	障害物の状況が普通(一般的)	0.3	0.7
多　　い	障害物の状況が普通より多い	0.9	2.1

（注）１．障害物とは、電柱、墓地、国道、県道、河川、宅地等をいう。

２．普通とは、電柱、墓地等の障害物が[１カ所／ｈａ]程度の場合である。

３．計画ほ場の区画形状が正方形又は長方形の場合は「少ない」、複雑な場合（曲線又は鋭角を含む等）は「多い」、それ以外の形状については「普通」とする。

Ｅ：基盤土質状態

Ｅ＝０（砂・砂質土の場合）

Ｅ＝１（粘性土・礫質土の場合）

Ｆ：整備前のほ場からはぎ取る表土の厚さ（ｃｍ）

Ｋ：換算係数

使用機械について、超々湿地ブルドーザ４ｔ級の場合は０．２、超々湿地ブルドーザ１０ｔ級の場合は０．７とする。

ただし、算定式で求めたt_2からt_7の各々の値が２時間／ｈａ以下の場合は２時間／ｈａとする。

４－１－２　バックホウの運転時間（ＴＢ）

バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。

t_2＝はぎ取り戻し工法で表土をはぎ取る時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－２３．５Ａ＋２４．３Ｂ＋Ｄ＋０．１Ｆ＋１９．２

t_3＝はぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－６．６Ａ＋０．３Ｆ＋１．２）

t_4＝はぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－２．４Ａ＋１．５）

t_5＝基盤切盛を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（２７０Ａ×Ｂ＋Ｄ＋４．６）

t_6＝畦畔築立を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－２．３Ａ＋２．２）

t_7＝基盤整地を行う時間（ｈｒ／ｈａ）

＝（－３．４Ａ＋４．６）

Ａ：計画平均区画面積（ｈａ）

Ａ＝対象地区の区画面積計／区画（筆）数

Ｂ：計画区画短辺方向の現況平均勾配

Ｂ＝勾配（例１／２００→０．００５）

Ｄ：障害物状況による時間

表４．３　障害物状況による時間

区　分	内　容	表土扱い （はぎ取り戻し工法）	基盤切盛に係る時間
少　な　い	障害物の状況が普通より少ない	0	0
普　　通	障害物の状況が普通（一般的）	0.3	0.9
多　　い	障害物の状況が普通より多い	0.9	2.7

（注）１．障害物とは、電柱、墓地、国道、県道、河川、宅地等をいう。
２．普通とは、電柱、墓地等の障害物が[１カ所／ｈａ]程度の場合である。
３．計画ほ場の区画形状が正方形又は長方形の場合は「少ない」、複雑な場合（曲線又は鋭角を含む等）は「多い」、それ以外の形状については「普通」とする。

Ｆ：整備前のほ場からはぎ取る表土の厚さ（ｃｍ）

ただし、算定式で求めたt_2からt_7の各々の値が１時間／ｈａ以下の場合は１時間／ｈａとする。

４－１－３　バックホウの日当たり運転時間（ＴＢＤ）

バックホウの日当たり運転時間（ＴＢＤ）は次表を標準とする。

表４．４　日当たり運転時間　　（１日当り）

名　　称	単位	数　量
バックホウ	h	6.4

４－２　労務歩掛

表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。

なお、普通作業員は、隅部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。

表４．５　労務歩掛　　（人／ｈ）

作業内容	世話人（TR_1）	普通作業員（TR_2）
表土はぎ取り集積	0.5	2.9
表土戻し	0.2	2.1
表土整地	0.2	2.3
基盤切盛	0.4	2.5
基盤整地	0.1	2.5
畦畔築立	－	1.5

（注）土層改良を目的とする除礫は含まない。

４－３　運転労務

ブルドーザ及びバックホウの運転労務は別途計上する。

４－４　諸雑費

諸雑費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械損料、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表４．６　諸雑費率　　（%）

諸雑費率	0.2

５　単価表

（１）ほ場整備整地工１ha 当たり単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
ブルドーザ運転	排出ガス対策型 （第２次基準値） 超々湿地４ｔ級 超々湿地１０ｔ級	h	ＴＤ	
バックホウ運転	排出ガス対策型 （第２次基準値） クローラ型 山積０．８m3	日	ＴＢ/ ＴＢＤ	
世話役		人	TR_1	表４．５
普通作業員		人	TR_2	表４．５
諸雑費		式	1	表４．６
計				

（注）単価表に用いる数量について

ブルドーザ及びバックホウの運転時間、補助労務の算定に当たっては、４．施工歩掛より必要な作業を項目ごとに算定し、事業を参考に組み合わせて算出する。

（1ha 当り）

工法	作業	ブルドーザ運転（ＴＤ）	バックホウ運転（ＴＢ）	世話役（TR_1）	普通作業員（$TR_{2)}$
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t_2	t_2	0.5	2.9
	表土戻し	t_3	t_3	0.2	2.1
	表土整地	t_4	t_4	0.2	2.3
	表土戻し+表土整地	t_3+t_4	t_3+t_4	0.4	4.4
	表土はぎ+表土戻し+表土整地	$t_2+t_3+t_4$	$t_2+t_3+t_4$	0.9	7.3
基盤切盛+畦畔築立		t_5+t_6	t_5+t_6	0.4	4.0
基盤整地		t_7	t_7	0.1	2.5

基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 （表土扱いを行わない場合）	$t_5+t_6+t_7$ （ＴＤa）	$t_5+t_6+t_7$ （ＴＢa）	0.5	6.5
はぎ取り戻し工法（表土はぎ+表土戻し+表土整地） +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 （表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合）	$t_2+t_3+t_4$ +ＴＤa	$t_2+t_3+t_4$ +ＴＢa	1.4	13.8

（２）機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
ブルドーザ	排出ガス対策型 （第２次基準値） 超々湿地４ｔ級 超々湿地１０ｔ級	機-1	
バックホウ	排出ガス対策型 （第２次基準値） クローラ型 山積０．８m3	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→102 機械賃料数量→2.04

（注）適用単価表（機-1）については、「農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」から使用する事。